

大学の自由と責任法 (Loi relative aux libertés et responsabilités des universités) の国民議会における採択について

フランス国民議会は 2007 年 8 月 1 日に通称: 大学の自治に関する法案 (Loi sur l'autonomie) について審議・採択を行った。

フランス政府によれば、フランス大学の機能不全については周知の所であり、この 20 年間に 3 度大学改革が行われようとしたが、そのいずれも失敗に終わった。しかし、これを放置する訳には行かず、学生人口 150 万人のフランスの大学にとっては、その改革は急務である。ペクレス高等教育・研究大臣は、大学が今回の改革により、学生にとって学業の成功とその才能を伸ばす場所となること、またフランスの大学が世界的な基準で、競争力を確保することを希望している。すなわち、この改革によって①フランスの高等学校卒業生、中国や、インドのような新しい経済発展国を含む外国人学生、また外国の若手教育研究者にとってもフランスの大学が魅力ある場所になること、②現在、第 1 学年学生の 50 パーセントが落第し、毎年 90,000 名もの学生が、学位を得る事なく、大学を去る状況を改善すること、③大学の学長に強力なリーダーシップを与えて、大学を活性化させること、④大学の研究が、国際的なスケールで認知されること、を目指している。

これらの目的を達成するための具体的な方策として、採択された同法では、以下のような改革実施スケジュールを要求している。

#### 1 年以内に行うべき改革／大学の統治の刷新

- ①評議会の人数を 20 人から 30 人に制限し、より機能的に、大学の戦略を立てられるようにする。
- ②学長は、大学のプロジェクトの責任者及び執行者として、任期は 4 年で、1 度再選可能とする。
- ③大学が抱える人的資源の問題については、調停委員会 (les Comités Techniques Paritaires : CTP) を設ける。

↓

#### 新しい権限の大学への付与

- ①学生に対するオリエンテーションの強化及び職業指導
- ②大学による自由な教育・研究組織の創設
- ③教員の採用をより迅速に行えるようにする
- ④チューター及び図書館司書補としての学生の契約による雇用
- ⑤大学基金の創設

↓

#### 5 年以内に行うべき改革

- ①包括的予算の管理
- ②人的資源に対する管理 (採用、教育と研究の義務の調整、給与の管理)

↓

#### 選択しうる新しい権限

- ①大学による不動産管理

出典：フランス高等教育・研究省HP：<http://www.nouvelleuniversite.gouv.fr/>

ル・モンド紙 2007 年 7 月 25 日号

(2007 年 8 月 14 日 ストラスブール研究連絡センター)